

第15章の2 外国人の市民権に反する罪

第318条の2 ① 外国人の入国または通過に関する法制に違反する形で、欧州連合加盟国の国民ではない者がスペイン領土に入国または通過することを故意に援助する者は、3月から12月の罰金、または、3月から1年の禁固刑に処せられる。

行為者が追求した目的が該当する者に人道的援助を提供することだけであった場合、その行為は処罰されない。

営利を目的とした行為の場合には、刑は、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

② 外国人の滞在に関する法制に違反して、欧州連合加盟国の国民ではない者がスペインに留まるのを営利目的で意図的に援助する者は、3月から12月の罰金、または、3月から1年の禁固刑に処せられる。

③ 本条第1項に記載の行為は、以下のいずれかの事由が発生した場合、4年から8年の禁固刑に処せられる：

a) 当該行為を専門に行う組織内で行われた場合。当該組織または団体の長、管理者または(責任)担当者の場合には、刑は、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。この刑は直上の段階に引き上げられる場合がある。

b) 違反対象者の生命が危険にさらされたとき、または、重傷を負う危険が生じたとき。

④ 当局 (*当局の人的範囲については第24条参照)、その職員または公務員としての地位を利用して行為した者は、前項と同じ刑に処せられる、さらに、6年から12年の絶対的公権?奪刑が科せられる。

⑤ 第31条の2の規定に従って法人が本章規定の犯罪に責任があるときは、2年から5年の罰金刑、または、その結果得られる利益の3倍から5倍の罰金刑が、その額がより高くなった場合、科される。

第66条の2の規則に留意して、同様に、裁判官および裁判所は第33条第7項のb)からg)に規定される刑を科することができる。

⑥ 裁判所は、事実の重大性およびその状況、有責者の状況並びに有責者が追求する目的を考慮して、それぞれ示されている刑よりも1段階低い刑を科することができる。